

## 意見の概要

## ○ 河野委員

・「新制度に基づく畜舎は建築士の設計に基づき、建築されたものに限る」としているが、建築士には一級建築士、二級建築士、木造建築士がある。建築基準法では、建築士法で各建築士が設計・監理できる建築物の規模等を定めている。新制度において、建築基準法と異なる考え方をとるのであれば、一建物の規模と建築士の種別との関係を明確にしておく必要がある。

・別棟扱いとする場合には、個々の建物から他の建物を經由せずに、直接屋外に避難ができることを担保する等の規定を設けるべき。

## ○ 齋藤委員、藤田委員

・今後の検討に当たり、別添の意見書の意見を踏まえることを前提に了承。

## ○ 高橋委員

・面積の上限がないのが少々心配。

## ○ 中野委員

・B基準のハード基準は、「B基準のハード基準は、ソフト基準を条件に定められる」、「A基準のハード基準が下がる場合は、B基準のハード基準もさらに下がる」ということだけ示し、それ以外は今後の検討に委ねるべき。

・畜産振興の観点から、ソフト基準に「家畜伝染病予防法の順守」を明記すべき。

・新法におけるハード基準のコスト検証について、「建設コストの削減」という手法と「外国と対等に競争できるようにする」という目的を明確にしてほしい。

・消防法施行令第32条の緩和条件がはっきりせず、消防が「同意」という許認可権を握っている。施行令32条を緩和基準と同等までもんでほしい。

## ○ 本川委員

・現在の社会常識と情勢等を考え併せれば、法人格、雇用者のいる農業者は、B基準を選択すべきではない。被災時の損害程度、被災後の生産再建を考えれば、自明である。

法人として雇用を持つのであれば、働く人達の環境作りと安全性の確保、経営の安定・持続性を高めていくことから家畜の命を軽視してはならない。被災時の損害を軽減し、人が怪我をすることもなく、家畜の命も守ることによって、早期に生産再開する事が可能となる。それは、雇用を守り経営体が存続することの要だと考える。外力による建物の耐性については、専門の先生方に重々お願い申し上げる。

経営規模の大きな少数の農業者の為の改革ではなく、日本全国多数の農業者が将来を望める規制改革であって欲しい。その点からも「建築確認の簡素化で1000㎡」と「海外規格部材とシステムの認可」を是非お願いしたい。

## ○ 森委員

### ・新制度の選択における原則

新制度の具体的検討においては、あくまで事業者の責任で選択するものであること、新制度で建設の畜舎で現行基準であれば防げた被災が生じた場合に建築士に責任が問われないよう明確にすること、の明示をお願いしたい。

### ・新ハード基準（※3）の耐震性レベルの設定

B基準の新ハード基準（以下、B基準）の地震の安全性レベルは、具体的で分かりやすいが、その記載内容の妥当性については疑念を感じる。B基準に合わせた震度階級別の被災レベルの記載をお願いする（確定後に構造専門家の判断を求めることを要望）。なお、地震被害5段階には損傷、小破、中破、大破、倒壊・崩壊があり、倒壊の前には大破がある。

### ・防災の観点のコスト削減

今後の検討に当たっては、コストと品質・安全性はトレードオフの関係ですので、防災の観点によるコスト削減についても際限のない削減はなく、費用対効果の検証による削減が必要。畜舎の火災安全性保持には、事業者の使い方・日常点検というソフト基準が主になると思われる。

B基準の性能限界値や安全性確保レベルを明確にすることを願います。これは建築士が事業者を選択の助言をする折に必要なになる。

## ○ 山氏委員

・日本の畜産経営が持続・継続していくためには、中小規模の畜産経営が安定的に発展することが重要であり、経営環境を整備する観点から、畜舎建築に係る手続きの簡素化（ハード基準の確認が必要な面積の引き上げ）は有効。

・動物愛護の観点から構造の基準緩和には配慮が必要。

・人類の経済活動等により予期せぬ激甚化した自然災害の発生の頻度が増していることに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の全世界での感染拡大を踏まえれば、行き過ぎたグローバル化や効率化は抜本的に見直すことが必要。今般の畜舎の建築基準の緩和は、畜産環境にも十分配慮した持続可能な農畜産業に資するものでなければならない。

以上